## 厚生労働大臣が定める掲示事項

## 入院基本料に関する事項

当院ではすべての病棟で回復期リハビリテーション病棟入院基本料の届出を行って おります。

これは、(日中、夜間をあわせて)入院患者様 13人に対して1人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び、入院患者様 30人に対して1人以上の看護補助者を配置し、皆様方の看護に当たっております。

## 関東信越厚生局への届出に関する事項

- 1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています
  - 1)基本診療料の施設基準に係る届出書
  - (ア)回復期リハビリテーション病棟入院料1
  - (イ) データ提出加算 1 (ロ)・3 (ロ)
  - (ウ) 認知症ケア加算3
  - (工)排尿自立支援加算
  - 2) 特掲診療料の施設基準に係る届出書
  - (ア) 脳血管疾患リハビリテーション料(I)
  - (イ) 運動器リハビリテーション料( [)
  - (ウ) 廃用症候群リハビリテーション料( ])
  - (エ) 外来リハビリテーション料 1・2
- 2. 当院では入院時食事療養(I)の届出に係る食事を提供しています。

入院時食事療養(I)による食事の提供では管理栄養士によって管理された食事が 適時、適温で提供されます。(夕食については午後6時以降)

## 保険外負担に関する事項

当院では、一部サービスに応じた実費の負担を患者様にお願いしております。詳細は別紙「保険外サービス(実費)」をご参照ください。

苑田会ニューロリハビリテーション病院令和6年1月1日 改訂